

新旧対照表

○ 処分基準（質屋営業法）

（赤文字及び下線部分は改正部分）

改正案				現行				備考	
別表第2（第3条関係）		法 令 違 反 行 為 等		分類	別表第2（第3条関係）		法 令 違 反 行 為 等		分類
番号	法律名	関係条項	法令違反行為		番号	法律名	関係条項	法令違反行為	
1	刑法	第95条	公務執行妨害及び職務強要	E	1	刑法	第95条	公務執行妨害及び職務強要	E
<u>2</u>	<u>刑法</u>	<u>第152条</u>	<u>取得後知情行使等</u>	<u>E</u>		<u>(追加)</u>			
<u>3</u>	刑法	第175条第1項（物の頒布に係る部分に限る。）又は第2項（所持に係る部分に限る。）	<u>わいせつ物頒布・</u> わいせつ物販売目的所持	F	<u>2</u>	刑法	第175条第1項（物の頒布に係る部分に限る。）又は第2項（所持に係る部分に限る。）	<u>わいせつ物販売目的所持</u>	F
<u>4</u>	刑法	第235条、第243条（第235条に係る部分に限る。）	窃盗・同未遂	E	<u>3</u>	刑法	第235条、第243条（第235条に係る部分に限る。）	窃盗・同未遂	E
<u>5</u>	刑法	第247条、第250条（第247条に係る部分に限る。）	背任・同未遂	E	<u>4</u>	刑法	第247条、第250条（第247条に係る部分に限る。）	背任・同未遂	E
<u>6</u>	刑法	第254条	遺失物等横領	F	<u>5</u>	刑法	第254条	遺失物等横領	F
<u>7</u>	刑法	第256条第2項	盗品運搬等	E	<u>6</u>	刑法	第256条第2項	盗品運搬等	E
<u>8</u>	刑法	第261条	器物損壊等	E	<u>7</u>	刑法	第261条	器物損壊等	E
<u>9</u>	刑法	第263条	信書隠匿	F	<u>8</u>	刑法	第263条	信書隠匿	F
<u>10</u>	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第10条（第3項に係る部分を除く。）	犯罪収益等隠匿等・同未遂	E	<u>9</u>	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第10条（第3項に係る部分を除く。）	犯罪収益等隠匿等・同未遂	E
<u>11</u>	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第10条第3項	犯罪収益等隠匿等予備	F	<u>10</u>	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第10条第3項	犯罪収益等隠匿等予備	F

刑法第152条の追加（モデル処分基準どおり：業務上行い得るため）
刑法第175条第1項（わいせつ物頒布）の名称を追加

改正案					現行					備考
12	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第 1 1 条	犯罪収益等收受	E	11	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	第 1 1 条	犯罪収益等收受	E	法改正（令和 8 年 6 月 5 日施行）による条ズレ（第 6 9 条の 6 → 第 6 9 条の 7） 同上 同上 同上（第 6 9 条の 7 → 第 6 9 条の 8） 同上 同上
13	臘虎臘獸膾獵獲取締法	第 5 条（第 1 条第 1 項の販売又は第 2 項の所持に係る部分に限る。）	獸皮又はその製品の販売又は所持	F	12	臘虎臘獸膾獵獲取締法	第 5 条（第 1 条第 1 項の販売又は第 2 項の所持に係る部分に限る。）	獸皮又はその製品の販売又は所持	F	
14	印紙等模造取締法	第 2 条（第 1 条第 1 項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。）	模造印紙等の輸入等	F	13	印紙等模造取締法	第 2 条（第 1 条第 1 項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。）	模造印紙等の輸入等	F	
15	産業標準化法	第 7 8 条（第 3 号に係る部分に限る。）	表示の付してある輸入された鉱工業品又は電磁的記録を記録した記録媒体の販売	F	14	産業標準化法	第 7 8 条（第 3 号に係る部分に限る。）	表示の付してある輸入された鉱工業品又は電磁的記録を記録した記録媒体の販売	F	
16	外国為替及び外国貿易法	第 6 9 条の 7 第 1 項第 1 号	許可を受ける義務のある外国相互間の貨物の移動を伴う取引	E	15	外国為替及び外国貿易法	第 6 9 条の 6 第 1 項第 1 号	許可を受ける義務のある外国相互間の貨物の移動を伴う取引	E	
17	外国為替及び外国貿易法	第 6 9 条の 7 第 1 項第 2 号・第 6 9 条の 7 第 3 項	許可を受ける義務のある特定地域を仕向地とする特定種類貨物の輸出・同未遂	E	16	外国為替及び外国貿易法	第 6 9 条の 6 第 1 項第 2 号・第 6 9 条の 6 第 3 項	許可を受ける義務のある特定地域を仕向地とする特定種類貨物の輸出・同未遂	E	
18	外国為替及び外国貿易法	第 6 9 条の 7 第 2 項第 2 号・第 6 9 条の 7 第 3 項	核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物の特定地域への輸出・同未遂	E	17	外国為替及び外国貿易法	第 6 9 条の 6 第 2 項第 2 号・第 6 9 条の 6 第 3 項	核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物の特定地域への輸出・同未遂	E	
19	外国為替及び外国貿易法	第 6 9 条の 8 第 1 項第 3 号	許可を受ける義務のある特定地域以外を仕向地とする特定種類貨物の輸出	E	18	外国為替及び外国貿易法	第 6 9 条の 7 第 1 項第 3 号	許可を受ける義務のある特定地域以外を仕向地とする特定種類貨物の輸出	E	
20	外国為替及び外国貿易法	第 6 9 条の 8 第 1 項第 4 号	承認を受ける義務のある特定種類又は特定地域を仕向地とする貨物の輸出	E	19	外国為替及び外国貿易法	第 6 9 条の 7 第 1 項第 4 号	承認を受ける義務のある特定種類又は特定地域を仕向地とする貨物の輸出	E	
21	外国為替及び外国貿易法	第 6 9 条の 8 第 1 項第 5 号	承認を受ける義務のある貨物の輸入	E	20	外国為替及び外国貿易法	第 6 9 条の 7 第 1 項第 5 号	承認を受ける義務のある貨物の輸入	E	
22	外国為替及び外国貿易法	第 7 0 条第 1 項第 6 号（貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。）	許可を受ける義務のある貴金属の輸出	E	21	外国為替及び外国貿易法	第 7 0 条第 1 項第 6 号（貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。）	許可を受ける義務のある貴金属の輸出	E	

改正案					現行					備考
23	外国為替及び外国貿易法	第71条第1号（貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。）	届出をする義務のある貴金属の輸出	F	22	外国為替及び外国貿易法	第71条第1号（貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。）	届出をする義務のある貴金属の輸出	F	
24	文化財保護法	第193条	重要文化財の輸出	E	23	文化財保護法	第193条	重要文化財の輸出	E	
25	文化財保護法	第194条	重要有形民族文化財の輸出	E	24	文化財保護法	第194条	重要有形民族文化財の輸出	E	
26	関税法	第108条の4第2項、同3項	児童ポルノ、特許権侵害物品等の輸出・同未遂	E	25	関税法	第108条の4第2項、同3項	児童ポルノ、特許権侵害物品等の輸出・同未遂	E	
27	関税法	第108条の4第5項	児童ポルノ、特許権侵害物品等の輸出の予備	E	26	関税法	第108条の4第5項	児童ポルノ、特許権侵害物品等の輸出の予備	E	
28	関税法	第109条第1項、同3項	けん銃等の輸入・同未遂	E	27	関税法	第109条第1項、同3項	けん銃等の輸入・同未遂	E	
29	関税法	第109条第2項、同3項	公安又は風俗を害すべき書籍等の輸入・同未遂	E	28	関税法	第109条第2項、同3項	公安又は風俗を害すべき書籍等の輸入・同未遂	E	
30	関税法	第109条第4項	けん銃等の輸入の予備	E	29	関税法	第109条第4項	けん銃等の輸入の予備	E	
31	関税法	第109条第5項	公安又は風俗を害すべき書籍等の輸入の予備	E	30	関税法	第109条第5項	公安又は風俗を害すべき書籍等の輸入の予備	E	
32	関税法	第112条	犯罪に係る貨物の運搬、保管等	E	31	関税法	第112条	犯罪に係る貨物の運搬、保管等	E	
33	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の2第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）	営利目的でのけん銃等の不法輸入・同未遂	E	32	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の2第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）	営利目的でのけん銃等の不法輸入・同未遂	E	

改正案					現行					備考
34	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の3第3項第1号、第31条の3第4項	団体の活動として組織により行われるけん銃等の所持 団体に不正権益を得させる等の目的で行うけん銃の所持	E	33	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の3第3項第1号、第31条の3第4項	団体の活動として組織により行われるけん銃等の所持 団体に不正権益を得させる等の目的で行うけん銃の所持	E	
35	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の3第3項第2号、第31条の3第4項	団体の活動として組織により行われる2以上のけん銃等の所持 団体に不正権益を得させる等の目的で行う2以上のけん銃の所持	E	34	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の3第3項第2号、第31条の3第4項	団体の活動として組織により行われる2以上のけん銃等の所持 団体に不正権益を得させる等の目的で行う2以上のけん銃の所持	E	
36	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の4第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）	営利目的のけん銃等の譲渡し又は貸付け・同未遂 営利目的のけん銃等の譲受け又は借受け・同未遂	E	35	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の4第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）	営利目的のけん銃等の譲渡し又は貸付け・同未遂 営利目的のけん銃等の譲受け又は借受け・同未遂	E	
37	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の7第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）	営利目的でのけん銃実包の不法輸入・同未遂	E	36	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の7第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）	営利目的でのけん銃実包の不法輸入・同未遂	E	
38	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の8	けん銃実包の所持	E	37	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の8	けん銃実包の所持	E	
39	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の9第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）	営利目的のけん銃実包の譲渡し・同未遂 営利目的のけん銃実包の譲受け・同未遂	E	38	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の9第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）	営利目的のけん銃実包の譲渡し・同未遂 営利目的のけん銃実包の譲受け・同未遂	E	
40	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の11第1項第1号	猟銃の所持	E	39	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の11第1項第1号	猟銃の所持	E	
41	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の11第1項第2号、第2項	けん銃部品の不法輸入・同未遂	E	40	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の11第1項第2号、第2項	けん銃部品の不法輸入・同未遂	E	
42	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の12（第31条の2第2項に係る部分に限る。）	営利目的のけん銃等の輸入予備	E	41	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の12（第31条の2第2項に係る部分に限る。）	営利目的のけん銃等の輸入予備	E	
43	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の13（第31条の2第2項に係る部分に限る。）	営利目的のけん銃等輸入のための資金等提供	E	42	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の13（第31条の2第2項に係る部分に限る。）	営利目的のけん銃等輸入のための資金等提供	E	
44	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の15	けん銃等の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋	E	43	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の15	けん銃等の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋	E	

改正案					現行					備考
45	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の16第1項第1号	銃砲（けん銃及び猟銃以外）又は刀剣類の所持	E	44	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の16第1項第1号	銃砲（けん銃及び猟銃以外）又は刀剣類の所持	E	
46	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の16第1項第2号	けん銃部品の所持	E	45	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の16第1項第2号	けん銃部品の所持	E	
47	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の16第1項第3号、第2項	けん銃部品の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受け・同未遂	E	46	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の16第1項第3号、第2項	けん銃部品の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受け・同未遂	E	
48	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第1項（第31条の2第2項に係る部分に限る。）	けん銃等として交付を受けた物品又はけん銃等として取得した物品の輸入	E	47	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第1項（第31条の2第2項に係る部分に限る。）	けん銃等として交付を受けた物品又はけん銃等として取得した物品の輸入	E	
49	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第2項第1号	けん銃等として交付を受けた物品又はけん銃等として取得した物品の所持	F	48	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第2項第1号	けん銃等として交付を受けた物品又はけん銃等として取得した物品の所持	F	
50	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第2項第2号	物品のけん銃等として譲渡しと譲受け又は貸付けと借受け	F	49	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第2項第2号	物品のけん銃等として譲渡しと譲受け又は貸付けと借受け	F	
51	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第2項第3号	けん銃実包として交付を受けた物品又はけん銃実包として取得した物品の輸入	F	50	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第2項第3号	けん銃実包として交付を受けた物品又はけん銃実包として取得した物品の輸入	F	
52	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第3項第1号	けん銃実包として交付を受けた物品又はけん銃実包として取得した物品の所持	F	51	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第3項第1号	けん銃実包として交付を受けた物品又はけん銃実包として取得した物品の所持	F	
53	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第3項第2号	物品のけん銃実包等としての譲渡し又は譲受け	F	52	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第3項第2号	物品のけん銃実包等としての譲渡し又は譲受け	F	
54	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第3項第3号	けん銃部品として交付等を受けた物品の輸入	F	53	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第3項第3号	けん銃部品として交付等を受けた物品の輸入	F	
55	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第4項第1号	けん銃部品として交付を受けた物品又はけん銃部品として取得した物品の所持	F	54	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第4項第1号	けん銃部品として交付を受けた物品又はけん銃部品として取得した物品の所持	F	

改正案					現行					備考
56	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第4項第2号	物品のけん銃部品としての譲渡し等	F	55	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の17第4項第2号	物品のけん銃部品としての譲渡し等	F	法改正（令和3年6月16日施行）による条項の変更（法第31条の18第1号→法第31条の18第1項）
57	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の18 第1項	けん銃実包の譲渡しと譲受けの周旋	F	56	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の18 第1号	けん銃実包の譲渡しと譲受けの周旋	F	
58	銃砲刀剣類所持等取締法	第32条第1号	けん銃部品の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋	F	57	銃砲刀剣類所持等取締法	第32条第1号	けん銃部品の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋	F	
59	銃砲刀剣類所持等取締法	第32条第4号	準空気銃の所持	F	58	銃砲刀剣類所持等取締法	第32条第4号	準空気銃の所持	F	
60	銃砲刀剣類所持等取締法	第32条第5号	販売目的の模擬銃器の所持	F	59	銃砲刀剣類所持等取締法	第32条第5号	販売目的の模擬銃器の所持	F	
61	銃砲刀剣類所持等取締法	第33条第1号	登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲渡し等	F	60	銃砲刀剣類所持等取締法	第33条第1号	登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲渡し等	F	
62	銃砲刀剣類所持等取締法	第35条第2号（第22条の2第1項に係る部分に限る。）	販売目的の模擬銃器の所持又は銃砲若しくは刀剣類の発見等の届出義務違反	G	61	銃砲刀剣類所持等取締法	第35条第2号（第22条の2第1項に係る部分に限る。）	販売目的の模擬銃器の所持又は銃砲若しくは刀剣類の発見等の届出義務違反	G	
63	特許法	第196条の2（第101条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。）	特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為	E	62	特許法	第196条の2（第101条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。）	特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為	E	
64	実用新案法	第56条（第28条により侵害するものとみなされる行為のうち譲渡、輸入及び所持に係る部分に限る。）	実用新案権又は専用実施権の侵害	E	63	実用新案法	第56条（第28条により侵害するものとみなされる行為のうち譲渡、輸入及び所持に係る部分に限る。）	実用新案権又は専用実施権の侵害	E	
65	意匠法	第69条の2（第38条の譲渡、輸入及び所持する行為に係る部分に限る。）	意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為	E	64	意匠法	第69条の2（第38条の譲渡、輸入及び所持する行為に係る部分に限る。）	意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為	E	
66	商標法	第78条の2（第37条又は第67条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。）	商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為	E	65	商標法	第78条の2（第37条又は第67条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。）	商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為	E	

改正案					現行					備考
67	電気用品安全法	第57条第3号（販売に係る部分に限る。）	電気用品の販売	F	66	電気用品安全法	第57条第3号（販売に係る部分に限る。）	電気用品の販売	F	法改正（令和2年10月1日施行）による条ズレ（第120条の2第3号→第120条の2第5号、第120条の2第4号→第120条の2第6号）
68	印紙税法	第22条第3号（第16条の販売又は所持に係る部分に限る。）	納付印等の販売又は所持の禁止	F	67	印紙税法	第22条第3号（第16条の販売又は所持に係る部分に限る。）	納付印等の販売又は所持の禁止	F	
69	著作権法	第119条第2項第3号（第113条第1項第2号の申出に係る部分に限る。）	著作権等を侵害する行為とみなされる行為	E	68	著作権法	第119条第2項第3号（第113条第1項第2号の申出に係る部分に限る。）	著作権等を侵害する行為とみなされる行為	E	
70	著作権法	第120条の2第1号（譲渡、輸入又は所持に係る部分に限る。）	技術的保護手段の回避機能装置の譲渡等	E	69	著作権法	第120条の2第1号（譲渡、輸入又は所持に係る部分に限る。）	技術的保護手段の回避機能装置の譲渡等	E	
71	著作権法	第120条の2第5号（第113条第4項第3号の頒布、輸入又は所持に係る部分に限る。）	営利を目的とした著作者人格権等の侵害行為	E	70	著作権法	第120条の2第3号（第113条第4項第3号の頒布、輸入又は所持に係る部分に限る。）	営利を目的とした著作者人格権等の侵害行為	E	
72	著作権法	第120条の2第6号（第113条第6項の輸入、頒布又は所持に係る部分に限る。）	営利を目的とした著作権等の侵害行為	E	71	著作権法	第120条の2第4号（第113条第6項の輸入、頒布又は所持に係る部分に限る。）	営利を目的とした著作権等の侵害行為	E	
73	著作権法	第121条	著作者でない者等の実名等を表示した著作物の複製物の頒布	F	72	著作権法	第121条	著作者でない者等の実名等を表示した著作物の複製物の頒布	F	
74	著作権法	第121条の2（頒布及び所持に係る部分に限る。）	商業用レコード複製物の頒布、頒布目的所持	F	73	著作権法	第121条の2（頒布及び所持に係る部分に限る。）	商業用レコード複製物の頒布、頒布目的所持	F	
75	郵便切手類模造等取締法	第2条（第1条第1項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。）	模造郵便切手等の輸入等	F	74	郵便切手類模造等取締法	第2条（第1条第1項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。）	模造郵便切手等の輸入等	F	
76	消費生活用製品安全法	第58条第1号（第4条第1項に係る部分に限る。）	消費生活用製品の販売	F	75	消費生活用製品安全法	第58条第1号（第4条第1項に係る部分に限る。）	消費生活用製品の販売	F	
77	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	第10条第1号（第5条の販売又は授与に係る部分に限る。）	基準に適合しない家庭用品の販売等	F	76	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	第10条第1号（第5条の販売又は授与に係る部分に限る。）	基準に適合しない家庭用品の販売等	F	

改正案					現行					備考
78	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	第57条の2（第12条第1項又は第15条第1項に係る部分に限る。）	希少野生動植物種の個体等の譲渡し、譲受け、引渡し又は引取り	E	77	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	第57条の2（第12条第1項又は第15条第1項に係る部分に限る。）	希少野生動植物種の個体等の譲渡し、譲受け、引渡し又は引取り	E	法改正（令和6年4月1日施行）による条ズレ（第21条第2項→第21条第3項）
79	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	第57条の2（第12条第1項又は第15条第1項に係る部分に限る。）	特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等の輸出入	E	78	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	第57条の2（第12条第1項又は第15条第1項に係る部分に限る。）	特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等の輸出入	E	
80	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	第58条第2号（第17条に係る部分に限る。）	希少野生動植物種の個体等の販売又は頒布目的陳列	F	79	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	第58条第2号（第17条に係る部分に限る。）	希少野生動植物種の個体等の販売又は頒布目的陳列	F	
81	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	第63条第6号（第21条第3項に係る部分に限る。）	登録等に係る国際希少野生動植物種の個体等とともにする譲渡し等	G	80	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	第63条第6号（第21条第3項に係る部分に限る。）	登録等に係る国際希少野生動植物種の個体等とともにする譲渡し等	G	
82	不正競争防止法	第21条 第3項 第1号(第2条第1項第1号又は第20号の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。)	他人の商品等表示として認識されているものと同一又は類似の商品等を使用した商品の譲渡し等	E	81	不正競争防止法	第21条 第2項 第1号(第2条第1項第1号又は第20号の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。)	他人の商品等表示として認識されているものと同一又は類似の商品等を使用した商品の譲渡し等	E	
83	不正競争防止法	第21条 第3項 第3号（第2条第1項第3号の譲渡、輸出又は輸入に係る部分に限る。）	他人の商品の形態を模倣した商品の譲渡し等	E	82	不正競争防止法	第21条 第2項 第3号（第2条第1項第3号の譲渡、輸出又は輸入に係る部分に限る。）	他人の商品の形態を模倣した商品の譲渡し等	E	
84	不正競争防止法	第21条 第3項 第7号（第16条及び第17条の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。）	外国の国旗等類似記章を商標として使用した商品の譲渡等	E	83	不正競争防止法	第21条 第2項 第7号（第16条及び第17条の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。）	外国の国旗等類似記章を商標として使用した商品の譲渡等	E	
85	<u>性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律</u>	<u>第3条、第4条</u>	<u>性的影像記録提供等及び保管</u>	<u>E</u>	<u>(追加)</u>					性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第3条、第4条の追加（モデル処分基準どおり：業務上行い得るため）

改正案					現行					備考
86	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第7条第2項、第3項（所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。）	児童ポルノ提供及び提供目的所持及び輸出	E	84	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第7条第3項（所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。）	児童ポルノ提供目的所持及び輸出	E	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条第2項、第6項の追加（児童ポルノ提供目的所持の追加）（モデル処分基準どおり：業務上行い得るため）
87	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第7条第6項、第7項（所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。）	児童ポルノ不特定多数提供及び提供目的所持及び輸出入	E	85	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第7条第7項（所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。）	児童ポルノ不特定多数提供目的所持及び輸出入	E	
88	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第83条第1項第4号（第25条第1項に係る部分に限る。）	鳥獣（加工品）の輸出	F	86	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第83条第1項第4号（第25条第1項に係る部分に限る。）	鳥獣（加工品）の輸出	F	
89	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第83条第1項第4号（第26条第1項に係る部分に限る。）	鳥獣（加工品）の輸入	F	87	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第83条第1項第4号（第26条第1項に係る部分に限る。）	鳥獣（加工品）の輸入	F	
90	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第84条第1項第5号（第16条第2項に係る部分に限る。）	使用禁止猟具の販売等	F	88	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第84条第1項第5号（第16条第2項に係る部分に限る。）	使用禁止猟具の販売等	F	
91	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第84条第1項第5号（第27条（譲渡し、譲受け、販売又は加工若しくは保管のための引渡し若しくは引受けに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）	違法に捕獲又は輸入した鳥獣（加工品）の譲渡し等	F	89	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第84条第1項第5号（第27条（譲渡し、譲受け、販売又は加工若しくは保管のための引渡し若しくは引受けに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）	違法に捕獲又は輸入した鳥獣（加工品）の譲渡し等	F	
92	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律	第16条（第3条に係る部分に限る。）	特殊開錠用具の所持	F	90	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律	第16条（第3条に係る部分に限る。）	特殊開錠用具の所持	F	
93	消費者安全法	第51条第1号（第41条第1項の譲渡又は引渡しの禁止に係る部分に限る。）	消費安全性を欠く商品等の譲渡等	E	91	消費者安全法	第51条第1号（第41条第1項の譲渡又は引渡しの禁止に係る部分に限る。）	消費安全性を欠く商品等の譲渡等	E	
94	古物営業法	第31条第1号	無許可営業	E	92	古物営業法	第31条第1号	無許可営業	E	
95	古物営業法	第31条第2号	不正手段により許可を受ける行為	E	93	古物営業法	第31条第2号	不正手段により許可を受ける行為	E	
96	古物営業法	第31条第3号	名義貸し	E	94	古物営業法	第31条第3号	名義貸し	E	

改正案					現行					備考
97	古物営業法	第31条第4号	営業停止等命令違反	E	95	古物営業法	第31条第4号	営業停止等命令違反	E	
98	古物営業法	第32条	古物商の営業制限違反	F	96	古物営業法	第32条	古物商の営業制限違反	F	
99	古物営業法	第33条第1号	古物市場での取引制限違反	F	97	古物営業法	第33条第1号	古物市場での取引制限違反	F	
100	古物営業法	第33条第1号	確認等義務違反	F	98	古物営業法	第33条第1号	確認等義務違反	F	
101	古物営業法	第33条第1号	帳簿等備付け等義務違反	F	99	古物営業法	第33条第1号	帳簿等備付け等義務違反	F	
102	古物営業法	第33条第1号	品触れに係る電磁的方法による記録保存義務違反	F	100	古物営業法	第33条第1号	品触れに係る電磁的方法による記録保存義務違反	F	
103	古物営業法	第33条第1号	古物商の品触れ相当品届出義務違反	F	101	古物営業法	第33条第1号	古物商の品触れ相当品届出義務違反	F	
104	古物営業法	第33条第1号	古物市場主の品触れ相当品届出義務	F	102	古物営業法	第33条第1号	古物市場主の品触れ相当品届出義務	F	
105	古物営業法	第33条第2号	古物商の帳簿等記載等義務違反	F	103	古物営業法	第33条第2号	古物商の帳簿等記載等義務違反	F	
106	古物営業法	第33条第2号	古物市場主の帳簿等記載等義務違反	F	104	古物営業法	第33条第2号	古物市場主の帳簿等記載等義務違反	F	
107	古物営業法	第33条第3号	帳簿等き損等届出義務違反	F	105	古物営業法	第33条第3号	帳簿等き損等届出義務違反	F	

改正案					現行					備考
108	古物営業法	第 3 3 条第 4 号	品触書保存等義務違反	F	106	古物営業法	第 3 3 条第 4 号	品触書保存等義務違反	F	
109	古物営業法	第 3 3 条第 5 号（第 2 1 条の 7 の規定による警察本部長等の命令違反に係る部分を除く。）	差止め命令違反	F	107	古物営業法	第 3 3 条第 5 号（第 2 1 条の 7 の規定による警察本部長等の命令違反に係る部分を除く。）	差止め命令違反	F	
110	古物営業法	第 3 4 条第 1 号	許可申請書等虚偽記載	G	108	古物営業法	第 3 4 条第 1 号	許可申請書等虚偽記載	G	
111	古物営業法	第 3 4 条第 2 号	競り売り届出義務違反	G	109	古物営業法	第 3 4 条第 2 号	競り売り届出義務違反	G	
112	古物営業法	第 3 5 条第 1 号（第 1 0 条の 2 第 2 項の規定違反に係る部分を除く。）	変更届出義務違反	G	110	古物営業法	第 3 5 条第 1 号（第 1 0 条の 2 第 2 項の規定違反に係る部分を除く。）	変更届出義務違反	G	
113	古物営業法	第 3 5 条第 2 号	許可証返納義務違反	G	111	古物営業法	第 3 5 条第 2 号	許可証返納義務違反	G	
114	古物営業法	第 3 5 条第 2 号	許可証携帯義務違反	G	112	古物営業法	第 3 5 条第 2 号	許可証携帯義務違反	G	
115	古物営業法	第 3 5 条第 2 号	行商従業者証携帯義務違反	G	113	古物営業法	第 3 5 条第 2 号	行商従業者証携帯義務違反	G	
116	古物営業法	第 3 5 条第 2 号	標識掲示等義務違反	G	114	古物営業法	第 3 5 条第 2 号	標識掲示等義務違反	G	
117	古物営業法	第 3 5 条第 3 号	立入り等の拒否等	G	115	古物営業法	第 3 5 条第 3 号	立入り等の拒否等	G	
118	古物営業法	第 3 5 条第 4 号	報告義務違反	G	116	古物営業法	第 3 5 条第 4 号	報告義務違反	G	

改正案					現行					備考
119	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条第1項	金銭の貸付けを行う者による高金利の貸付け	E	117	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条第1項	金銭の貸付けを行う者による高金利の貸付け	E	
120	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条第2項	業として金銭の貸付けを行う場合の20%を超える高金利の貸付け	E	118	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条第2項	業として金銭の貸付けを行う場合の20%を超える高金利の貸付け	E	
121	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条第3項	業として金銭の貸付けを行う場合の109.5%を超える高金利の貸付け	E	119	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条第3項	業として金銭の貸付けを行う場合の109.5%を超える高金利の貸付け	E	
122	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条の2	高保証料の契約	E	120	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条の2	高保証料の契約	E	
123	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条の3第1項	保証料がある場合の高金利の貸付け	E	121	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条の3第1項	保証料がある場合の高金利の貸付け	E	
124	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条の3第2項	保証があり、かつ、変動利率のある高金利の貸付け	E	122	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条の3第2項	保証があり、かつ、変動利率のある高金利の貸付け	E	
125	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条の3第3項	根保証のある場合の高金利の貸付け	E	123	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第5条の3第3項	根保証のある場合の高金利の貸付け	E	
126	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第1項	高金利の処罰等を免れる行為	E	124	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第1項	高金利の処罰等を免れる行為	E	
127	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第2項	高金利（109.5%）の処罰を免れる行為	E	125	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第2項	高金利（109.5%）の処罰を免れる行為	E	
128	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第3項第1号	出資金の受入れ	E	126	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第3項第1号	出資金の受入れ	E	
129	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第3項第1号	預り金の禁止	E	127	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第3項第1号	預り金の禁止	E	

改正案					現行					備考
130	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第3項第1号	浮貸し等の禁止	E	128	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第3項第1号	浮貸し等の禁止	E	番号ズレに伴う修正 (131→133)
131	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第3項第1号	金銭貸借等の媒介手数料の制限	E	129	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第3項第1号	金銭貸借等の媒介手数料の制限	E	
132	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第3項第2号	出資金の受入れ等の禁止を免れる行為	E	130	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	第8条第3項第2号	出資金の受入れ等の禁止を免れる行為	E	
133	その他の法令違反（罰金以上の罰則）			H	131	その他の法令違反（罰金以上の罰則）			H	
134	1から 133 までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幫助する行為又は当該行為を教唆する行為			当該法令違反行為に係る分類と同一の分類	132	1から 131 までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幫助する行為又は当該行為を教唆する行為			当該法令違反行為に係る分類と同一の分類	